

一般社団法人日本障がい者乗馬協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期計画「強化戦略プラン」を役員、構成員から幅広く意見を募り、事務局が強化戦略プランを作成し、パラ馬術に関する意思決定機関であるパラ馬術強化本部会議の本部長、副本部長に報告をしている。強化戦略はパラ馬術本部会議に委ねられており、パラ馬術本部会議で決定した戦略が中長期計画として定められる。 ■ 強化戦略に関わることであり、戦力開示を避ける為、現在は公開していないが、2022年8月の世界馬術選手権大会（4年に1度）終了後、当協会HPにて公表を実施。WEBサイト https://jrad.jp/ ■ 中長期計画の公表後は、全職員で取り組む事項とし、基本計画に基づく事業の実施の評価し、評価に基づく改善を実行する。「強化戦略プラン」を定期的に作成することで、プランの検証、見直し、再取り組みを行える流れとなっている。 ■ セラピー事業も含めた中長期計画は現在未策定であり、11月の理事会に提出を行い、決裁を行う。 	1. 強化戦略プラン
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協会の組織、事業規模、経済的合理性を鑑み、円滑な業務を遂行するに必要な範囲での採用を行うこととしている。そのために、ガバナンス及びコンプライアンスにおいても経験、専門性を備えた、優秀な人材を就業規程・臨時職員等に関する就業規則に基づき採用している。 ■ 役員も含めたコンプライアンス研修を2022年度、導入、実施計画を立てている。 ■ 活動の推進の基盤となる事務局については、人件費等の管理費は限られている事から、生産性を向上させた中で適時必要な人材を各分野から雇用するために、また、パラリンピックサポートセンターの機能（シェアードサービス）を活用し、一部業務の外部委託を推進している。 <p>パラ馬術を支える大会運営役員については、審判・スチュワードの育成を図ると共に、競技運営全般において有能なスタッフを健常者馬場馬術大会参加者から確保できるように計画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の採用者に対しては、研修実施計画資料に基づき研修を実施する。 ■ パラ馬術強化本部を推進基盤とし、定例の会議にて強化戦略プランに基づいた推進計画・実施状況を確認すると共に2019年度に本部長・副本部長・強化委員長体制を廃止し、本部長・副本部長制による戦略実行へのスピードアップを図っている。 <p>また、パラ馬術強化本部委員については、あえて定数を設けない事で、随時外部メンバーの追加を行い、戦略推進に向けた適時適正な体制強化を図っている。</p> <p>組織図をHPに公表：https://jrad.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 11月の理事会までに策定する中長期計画にある人材の採用及び育成に関する計画を決裁する 	2. JRAD就業規則 3. JRAD臨時職員等に関する就業規則 4. JRAD事務局規程 5. 研修実施計画資料 6. 組織図

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	A	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度ごとに監査を行い、事業計画書、収支予算書、決算について理事会で協議、承認を行い当協会WEBサイトにて公開 https://jrad.jp 自己財源には、会員の入会金、年会費、スポンサー、一般企業および個人からの寄付金がある。そのなかで、協賛企業は2022年7月現在スポンサー1社。これらは、協賛金を含め自主財源の確保という観点からも財務の健全性に重要な役割を果たしている。「オフィシャルスポンサー規程」を制定し今後もスポンサー獲得を実施。また、個人会員制度を新たに制定しており、定款に基づき会員の拡大を図り、や広く当協会活動の広報を行うことにより、一般企業、個人からの収入増加につなげ、自主財源の確保、財務の健全性に努めている。 中長期的財務計画を策定し、11月の理事会にて決裁する。 	7. 2022年事業計画書 8. 2022年収支予算書 9. 2021年度決算書 10. 2021年度決算書2 11. 2021年度監査報告書 12. 2021年度事業実施報告書 13. オフィシャルスポンサー規程 14. JRAD経理規程 15. JRAD経費規程 16. 定款
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	B	<ul style="list-style-type: none"> 現在、理事は9名であり、外部1名(11%)、女性5名(55%)となっている。 監事は、男性1名、女性1名となっている。 理事、監事の選任は、外部、女性、弁護士、有識者など高度な知見又は専門性を有する者とし、多様性も確保している。 今後ともガバナンスコードを意識した役員構成になるように、適任者の選任に努めていく。11月の理事会にて、外部理事と女性理事の目標割合設定を決裁する。また、来年度の理事改選以降、役員名簿に任期と在任期間を明記する。 	16. 定款 17. 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	B		
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「アスリート委員会規程」を策定し、2022年度中にアスリート委員会を新たに設ける。 ▪ 「アスリート委員会規程」第2条（目的）の中に、「あらゆる事項を必要に応じて審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。」と明記。第4条（構成）で、「適切な人選を行うこと」を記載、第9条（報告など）で理事会などに対する答申、報告等を行うという条文を設け、具体的な方策を講じている。 ▪ アスリート委員会を令和5年度の理事会、総会（6月）までに設置する 	18. アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	A	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現状 9名の理事、2名の監事により、理事会を構成している。適正な規模であり、社会状況に応じてWEBでの会議参加を認めるなどし、開催を容易に行えるように整えるなど、実効性が確保されている。 	16. 定款 17. 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	B	<ul style="list-style-type: none"> 役員選考規程を策定し、2022年11月施行とする。外部役員を除いて、役員は就任時、その年齢が70歳未満でなければならないとする規程については、今後、実情を踏まえ、法整備を進めていく。 	19. 役員選考規程 20. 役員選考委員会規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	B	<ul style="list-style-type: none"> 2年に1度の改選にて理事、監事の選定を実施している。 役員任期期間については令和5年6月を目途に策定する。それまでの間、実情を踏まえ検討を行い、法整備に向け準備を行う。 	16. 定款 17. 役員名簿 19. 役員選考規程
				【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	B	<ul style="list-style-type: none"> 役員については、「役員選考規程」「役員選考委員会規程」を策定。 役員の選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けない独自性を確保した適正な組織運営のための規程となっている。 	19. 役員選考委員会規程 20. 役員選考規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	A	<ul style="list-style-type: none"> 役員・指導者・競技者などは、「倫理・コンプライアンス規程」において、法規範を遵守し、違法行為をしないこと。懲罰規程を定めている。 職員は、「就業規則」において、サービスを規定化しており、違反した場合の懲戒の種類、懲戒の事由を定めている。 	21. 倫理・コンプライアンス規程 2. JRAD就業規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	A	<ul style="list-style-type: none"> 定款をはじめ、各種規程等を整備している。 令和5年6月までに規程関連の整備を行う。 	16. 定款 14. JRAD経理規程 4. JRAD事務局規程 21. 倫理・コンプライアンス規程 15. JRAD経費規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	A	<ul style="list-style-type: none"> 各種規程等を整備している。 個人情報保護法取扱規程は、個人情報保護法が2022年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、改正の内容を反映させて今後策定し、11月施行で実施 令和5年6月までに規程関連の整備を行う。 	22. JRAD文書取扱規程 23. 個人情報保護取扱規程 4. JRAD事務局規程 21. 倫理・コンプライアンス規程 31. 通報制度の運用に関する規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	A	<ul style="list-style-type: none"> 役員は、無報酬であることを定款に記載している。 	16. 定款 2. JRAD就業規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	A	<ul style="list-style-type: none"> 定款にて制定している。 令和5年6月までに寄付に関する規程を整備し、施行する。 	1 6. 定款
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	A	<ul style="list-style-type: none"> 定款にて会員制度について制定している。 オフィシャルスポンサー規程を11月の理事会に決裁する。 	1 6. 定款 2 4. 入会申込書 1 2 5. 入会申込書 2 2 6. 入会申込書 3 1 3. オフィシャルスポンサー規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	A	<ul style="list-style-type: none"> 代表選手選考にあたっては、選考基準を都度策定し、HPにて公開している。 https://jrad.jp/ 選手は日本スポーツ仲介機構(JSAA)に意義申し立てをする権利を有することを「倫理・コンプライアンス規程」にさだめている 通報制度の運用に関する規程、通報シートを準備して2022年11月から施行を実施する 令和5年6月までに各種規程を整備すると共に、選考のステップ及び委員会等についても決定を行う。 	2 7. 2022年パラ馬術強化指定選手選考規程 2 8. 2022年パラ馬術育成指定選手選考規程 2 9. 東京2020選考規程 3 0. WEG2022選考規程 3 1. 通報制度の運用に関する規程 3 2. 通報シート 2 1. JRAD倫理・コンプライアンス規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	A	<ul style="list-style-type: none"> JRADパラ馬術資格認定規程を設けている 審判員は強化本部と事務局で適切に選考を実施し決定を行う。 	3 3. JRADパラ馬術資格認定規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 理事メンバーの中に、弁護士がおり、日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 ▪ 「通報制度規程」「通報シート」を2022年11月から実施 ▪ 税理士については、パラサポシェアードサービスの機能を活用しており、日常的に相談等出来ている。 ▪ 令和4年度中にコンプライアンス研修を事務局向けに実施する 	3 1. 通報制度の運用に関する規定 3 2. 通報シート

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ▪ JARD倫理・コンプライアンス規程を策定している。 ▪ コンプライアンス委員会を設置している ▪ 令和4年度中にコンプライアンス委員会を実施し、議事録を公表する。 また、委員についても令和4年度中に選定する。 ▪ 令和4年度中にコンプライアンス研修を事務局向けに実施する 	2 1. JRAD倫理・コンプライアンス規程 6. 組織図
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ▪ コンプライアンス委員会を設置し、理事の弁護士を委員長としている ▪ 令和4年度中にコンプライアンス委員会を実施し、議事録を公表する。 また、委員についても令和4年度中に選定する。 	6. 組織図
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 役職員、選手、指導者、審判員向けの研修実施計画を策定し、2022年度から研修を実施 	5. 研修実施計画資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研修実施計画を策定し、2022年度から研修を実施 	5. 研修実施計画資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研修実施計画を策定し、2022年度から研修を実施 	5. 研修実施計画資料
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	A	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>法務、税務、会計等は、助成を受けている日本財団パラサポのシェアードサービスを利用している。さらに、法務については、理事の弁護士に契約書のリーガルチェックを含め、法律相談のできる体制を整備しており、財務会計に関しては、税理士に定期的な助言を受けて</p>	1 7. 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	A	<ul style="list-style-type: none"> 財務、経理についても各種規程に基づき、処理を適切に行っている。シェアードサービスの税務部門も取扱があり、活用し、公正な会計原則を遵守している。 会計年度ごとに決算書類を作成、監査を経て、HPに公開している。https://jrad.jp 内部監査を行う監事については、外部からの起用を行っており、男女1名ずつの構成となっている。1名は健常者馬術団体元理事長でその後東京2020オリンピック馬術競技のスポーツマネージャーを務めた人に、もう1名は自ら会社を営んでいる人を起用している。 	9. 2021年決算書 10. 2021年決算書2 11. 2021年監査報告書 14. JARD経理規程 15. JARD経費規程 34. JRAD出張旅費規程 35. JRAD旅費規程 36. JRAD慶弔規程 14. JRAD経理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	A	<ul style="list-style-type: none"> 日本財団パラサポ、JAPAN SPORT、スポーツくじなどの助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理し、助成元における監査をうけている。 	14. JRAD経理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	A	<ul style="list-style-type: none"> 法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書等）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧出来る状況を整えている。 事業・決算報告書をはじめ、各種規程等をWEBにて公開している。 https://jrad.jp/ 	16. 定款 7. 2022年度事業計画書 8. 2022年度収支予算書 12. 2021年度事業実施報告書 9. 2021年度決算書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
					1 0. 2021年度決算書 2 1 1. 2021年度監査報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	A	<ul style="list-style-type: none"> 本協会HPにて、「強化指定選手の選考規程」「育成指定選手の選考規程」を公表しており、適切な情報開示を主体的に行っている。 https://jrad.jp/ 世界大会では、大会ごとに基準を定め、HPにて公開している。「2022年世界馬術選手権大会代表人馬選考基準」 	2 7. 2022年パラ馬術強化指定選手の選考規程 2 8. 2022年パラ馬術育成指定選手の選考規程 3 0. 2022年世界馬術選手権大会代表人馬選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	A	<p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年10月31日にガバナンスコード自己説明書を当協会HPにて、公表。 https://jrad.jp/ 2022年度のガバナンスコード適合状況は、2022年度3月末までに協会HPにて公表予定。 	3 7. 2021年ガバナンスコード自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	A	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反について、適切に管理をしている 	3 8. 20220215理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	B	<ul style="list-style-type: none"> 「利益相反ポリシー」を策定し、2022年11月から実施 	3 9. 利益相反に関する規程 4 0. 利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	B	<ul style="list-style-type: none"> 通報制度の運用に関する規程、通報シートを整備し、2022年11月から実施 	3 1. 通報制度の運用に関する規定 3 2. 通報シート
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	B	<ul style="list-style-type: none"> 通報制度の運用に関する規程、通報シートを整備し、2022年11月から実施 事務局が受けた内容をコンプライアンス委員会に報告を行う。尚、コンプライアンス委員会には弁護士が存在している。 	3 1. 通報制度の運用に関する規定 3 2. 通報シート

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分にいたるまでの手続を「JRAD倫理・コンプライアンス規程」で定めている。 ▪ アンチ・ドーピング規程を策定している。 ▪ 各種規程は協会ホームページに掲載している。 	2 1. JARD倫理・コンプライアンス規程 4 1. JRADアンチ・ドーピング規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	A	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 処分審査については、『JRAD倫理・コンプライアンス規程』に規定しており、処分審査を行う際の聴聞の機会、スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することを決めている。 ▪ コンプライアンス委員会規程を策定している。 	2 1. JARD倫理・コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 倫理・コンプライアンス規程に反した懲罰対象者は、スポーツ仲裁付託できることを「JRAD倫理・コンプライアンス規程」第14条2項に入れている。 ▪ スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できる自動応諾条項を「スポーツ仲裁に関する規則」として制定し、2022年10月から実施。 	2 1. JARD倫理・コンプライアンス規程 4 2. スポーツ仲裁に関する規則
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	B	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 選考の結果通知、処分の通知に際して、スポーツ仲裁の利用が可能であることの「スポーツ仲裁に関する規則」を併せて通知する。 →審査基準に即した文章。規程に変更	4 2. スポーツ仲裁に関する規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	B	<ul style="list-style-type: none"> 理事、事務局メンバーで意見を出し合い、危機管理マニュアルを策定し、2022年11月から実施 	4.3. 危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 過去4年間において、本協会内の不祥事は発生していないため、この項目は、該当しない。 	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 本協会では、過去4年間において、本協会不祥事による外部調査委員会は設置していない。 	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言	N	<ul style="list-style-type: none"> 地方組織自体が存在しない。 	(

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証書類
	導、助言及び支援 を行うべきであ る。	及び支援を行うこと			
43	[原則13] 地方組 織等に対するガバ ナンスの確保、コ ンプライアンスの 強化等に係る指 導、助言及び支援 を行うべきであ る。	(2) 地方組織等の運営者に対 する情報提供や研修会の実施 等による支援を行うこと	N	<ul style="list-style-type: none"> 地方組織自体が存在しない。 	